【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年8月7日

【四半期会計期間】 第120期第1四半期(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

【会社名】 株式会社栗本鐵工所

【英訳名】 Kurimoto,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 福井 秀明

【本店の所在の場所】 大阪市西区北堀江一丁目12番19号

【電話番号】 (06)6538-7719

【事務連絡者氏名】 総合企画室長 生越 勝弘

【最寄りの連絡場所】 東京都港区港南二丁目16番2号 太陽生命品川ビル

(株式会社栗本鐵工所東京支社)

【電話番号】 (03)3450-8611

【事務連絡者氏名】 総務部長 高僧 英樹

【縦覧に供する場所】 株式会社栗本鐵工所東京支社

(東京都港区港南二丁目16番2号 太陽生命品川ビル)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第119期 第 1 四半期連結 累計期間		第120期 第 1 四半期連結 累計期間		第119期	
会計期間		自至	平成26年4月1日 平成26年6月30日	自至		自至	平成26年4月1日 平成27年3月31日
売上高	(百万円)		17,642		17,926		98,394
経常利益又は経常損失()	(百万円)		803		772		2,553
親会社株主に帰属する当期純利 益又は親会社株主に帰属する四 半期純損失()	(百万円)		341		269		1,598
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)		166		786		3,762
純資産額	(百万円)		46,247		50,107		49,584
総資産額	(百万円)		118,494		123,185		127,884
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額 ()	(円)		2.62		2.08		12.34
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益金額	(円)						
自己資本比率	(%)		38.7		40.3		38.4

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 - 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 - 3 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。
 - 4 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失金額を計上しており、また、潜在株式がないため記載しておりません。
 - 5 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当第1四半期連結 累計期間より、「当期純利益又は四半期純損失」を「親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰 属する四半期純損失」としております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。 また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、契約期間満了により終了した契約は次のとおりであります。 (提出会社)

主要な技術導入契約

契約の相手先	国名	契約の内容	契約期間
ヤコブ・シュティーフェル	スイス	都市ゴミ水冷式ストーカー焼却炉の製造販 売権	自 平成14年5月7日 至 平成27年5月6日

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、政府や日銀の各種政策などを背景に円安基調の定着と株式市場が好調に推移したことにより、企業収益・雇用情勢に緩やかな回復基調があるものの、中国経済の減速や欧州における債務問題、輸入原材料価格の高騰などにより、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような状況の中で、当社グループの当第1四半期連結累計期間の業績は、建材部門で減少したものの、素形材部門で出荷が増加したことなどにより、売上高は前第1四半期連結累計期間比284百万円増収の17,926百万円となりました。

利益面では、素形材部門における増収の影響などにより、営業損失は643百万円(前第1四半期連結累計期間比29百万円増益)、経常損失は772百万円(前第1四半期連結累計期間比30百万円増益)となりました。親会社株主に帰属する四半期純損失は、投資有価証券の売却益、繰延税金資産の積み増しに伴い法人税等調整額を戻し入れたことにより、269百万円(前第1四半期連結累計期間比72百万円増益)となりました。

セグメントの業績は、次の通りであります。

「パイプシステム事業」は、売上高につきましては、鉄管部門において当第1四半期に予定していた大口径管の 出荷が第2四半期以降に繰り延べられたことなどで売上量が減少しましたが、バルブ部門においては出荷が堅調に 推移し前連結会計年度比332百万円増収の9,899百万円となりました。

営業利益につきましては、バルブ部門で改善されたものの、鉄管部門において減収の影響もあり、前連結会計年度比11百万円減益の420百万円の営業損失となりました。

「機械システム事業」は、売上高につきましては、機械部門において一部売上が第2四半期以降に繰り延べられたことなどで売上が減少しましたが、素形材部門において出荷の前倒しがあり増加したことなどで、前連結会計年度比193百万円増収の3,658百万円となりました。

営業利益につきましては、素形材部門の増収による増益などで、前連結会計年度比27百万円増益の124百万円の営業損失となりました。

「産業建設資材事業」は、売上高につきましては、建材部門において、土木製品、建築製品の出荷が低調に推移したことに加え、化成品部門においても電力向け製品の出荷が低調に推移したことなどで、前連結会計年度比241百万円減収の4,369百万円となりました。

営業利益につきましては、減収による減益に加え高付加価値製品の出荷が減少したことなどで、前連結会計年度 比121百万円減益の204百万円の営業損失となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、商品及び製品、仕掛品、投資有価証券などが増加した反面、現金及び 預金、受取手形及び売掛金などが減少し、前連結会計年度末比4,699百万円減少の123,185百万円(前年同四半期 118,494百万円)となりました。

一方、負債におきましては支払手形及び買掛金、長・短期借入金などの減少により、前連結会計年度末比5,222百万円減少の73,078百万円(前年同四半期72,246百万円)となりました。

純資産におきましては、期末配当の実施による減少、その他有価証券評価差額金などの増加により、前連結会計年度末比522百万円増加の50,107百万円(前年同四半期46,247百万円)となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

(株式会社の支配に関する基本方針について)

1.基本方針の概要

当社の株式は譲渡自由が原則であり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に影響を及ぼす可能性のある当社株式の買付提案・買付行為等に賛同するか否かの判断についても、株主全体の自由な意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかし、当社株式の買付行為等の中には、その内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買付に応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、買付条件が当社の企業価値・株主共同の利益に照らして不十分又は不適切であるもの等、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。

当社は、このような企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な買付行為等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切ではなく、係る買付行為等に対しては必要かつ相当な対抗措置をとる必要があると考えております。

2.基本方針の実現に資する取組み

当社では、基本方針の実現に資するものとして、以下に掲げる取組みを推進しております。

(1) 企業価値・株主共同の利益の向上に資する「経営方針」について

当社は、1909年の創業以来100年余、ステークホルダーの皆様との信頼関係を基盤とし、お客様満足第一のモノづくりに徹することにより、社会のインフラ整備やライフラインの拡充に貢献してきました。

今後もトータル・クオリティ・サービスでお客様の信頼を得、お客様に本当に満足していただくことによって、持続的成長を目指していくことを当社及びグループ会社の「経営基本方針」としております。

(2) 企業価値・株主共同の利益向上に資する「コーポレート・ガバナンス(企業統治)の充実施策」について 当社は、グループ会社と共に企業価値・株主共同の利益の向上を実現するため、コーポレート・ガバナンス の充実に向けて、次の施策を実施しております。

経営上の意思決定、業務執行及び監督

最高意思決定機関及び監督機関として取締役会(うち社外取締役1名)のほか、代表取締役社長を中心としたメンバーによる経営会議を設置し、取締役会の機能補完と意思決定の迅速化を図っております。さらに、執行役員制度を導入し、取締役の業務執行機能の一部を執行役員に権限委譲することで、取締役の監督機能を相対的に強化しております。

また、当社の経営監査機関として、監査役会を設置しております。監査役は、取締役会、その他の重要な会議に出席し、内部統制の運営状況等の確認を行い、必要に応じて取締役会に意見を述べるなど、取締役の職務執行に対する監査を行っております。

内部統制システム

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、「業務の適正を確保するための体制」(内部統制システム)を決議しております。

当社は、内部統制システムについての具体的な取組みとして、企業行動基準をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を整備し、また、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置し、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努めております。

3.会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成26年6月27日開催の第118回定時株主総会において「当社株式等の大規模買付行為への対応策」 (本プラン)について承認決議を受けました。

(1) 本プランの概要

議決権割合で20%以上となる当社株式等の大規模買付行為に関する情報提供等に関する一定のルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者による大規模買付行為に対する対抗措置を定めております。

(2) 大規模買付ルールの概要

大規模買付者は、事前に大規模買付行為の概要等を記した意向表明書及び買付の目的、買付後の経営方針など、株主の皆様や取締役会の判断に必要かつ十分な情報を提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものであります。なお、情報提供に関して、大規模買付者より合理的な説明がある場合には、取締役会は提供を求めた必要情報が全て揃わなくても、取締役会による評価を開始する場合があります。大規模買付者からの情報提供の完了又は取締役会による評価開始について、大規模買付者に通知するとともに、適時適切に開示します。

(3) 大規模買付行為がなされた場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

取締役会は、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとらず、買付提案に応じるか否かは、株主の皆様においてご判断いただくことになります。但し、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと取締役会が判断する場合には、例外的に会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとることがあります。

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定 款が認める対抗措置をとる場合があります。なお、大規模買付者が大規模買付ルールを順守したか否かを判 断するに際しては、大規模買付者側の事情についても考慮し、例えば合理的理由により必要情報の一部が提 出されないことのみをもって大規模買付ルールを順守しないと認定することはしないものとします。

独立委員会の設置

取締役会が、大規模買付ルールが順守されたか否か、あるいは大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであるか否かを判断する際、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、判断の客観性及び合理性を担保するため、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、当社の経営陣から独立している社外役員及び社外有識者の中から選任します。

対抗措置の発動の手続

対抗措置をとる場合、取締役会は対抗措置の発動に先立ち独立委員会に対し発動の是非について諮問し、独立委員会はその是非について勧告を行います。取締役会は、対抗措置を講じるか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重します。具体的な手段については、その時点で最も適切と取締役会が判断したものを選択することとします。

対抗措置発動の停止等について

取締役会が、対抗措置の発動が適切でないと判断した場合には、独立委員会の勧告等を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止又は変更等を行うことがあります。対抗措置発動の停止を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

(4) 株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、大規模買付行為の是非を株主の皆様が判断する際の必要な情報等を提供することを 目的としており、当社の企業価値・株主共同の利益の保護につながるものと考えております。

対抗措置の発動が株主及び投資家の皆様に与える影響

取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、当該決定について適時・適切に開示します。対抗措置の発動時には、大規模買付者以外の株主の皆様が、法的・経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。

但し、大規模買付者については、大規模買付ルールを順守しない場合、大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合等、対抗措置がとられた結果として、法的・経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

(5) 大規模買付ルールの適用開始、有効期間、継続及び廃止

本プランの有効期間は、平成26年6月27日に開催された第118回定時株主総会の日から3年間(平成29年6月開催予定の定時株主総会のときまで)とし、以降は3年ごとに、定時株主総会の承認を経ることとします。

但し、本プランの有効期間中であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、 または株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合 には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

(6) 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同利益の確保又は 向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事 前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則)を充足しております。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、買付等に応じるか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものであります。

合理的な客観的発動要件の認定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ、発動されないように設定されており、取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されております。

独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおける対抗措置の発動等の運用に際して、独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会の勧告を最大限尊重することとしております。

また、株主の皆様に情報開示することとしており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

株主意思を尊重するものであること

本プランは、平成26年6月27日開催の定時株主総会にて株主の皆様のご承認を頂いており、株主の皆様の ご意向が反映されております。

デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができ、デッドハンド型買収防衛策でもスローハンド型買収防衛策でもありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、353百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)	
普通株式	393,766,000	
計	393,766,000	

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成27年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成27年8月7日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	
普通株式	133,984,908	133,984,908	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 1,000株
計	133,984,908	133,984,908		

(2) 【新株予約権等の状況】 該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4) 【 ライツプランの内容 】 該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成27年4月1日~ 平成27年6月30日		133,984		31,186		6,959

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成27年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成27年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 4,759,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 128,953,000	128,953	
単元未満株式	普通株式 272,908		一単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	133,984,908		
総株主の議決権		128,953	

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株含まれております。 また、「議決権の数」欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数2個が含まれております。

【自己株式等】

平成27年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社栗本鐵工所	大阪市西区北堀江一丁目 12番19号	4,759,000		4,759,000	3.55
計		4,759,000		4,759,000	3.55

⁽注)当第1四半期会計期間末の自己株式数は、4,761,662株であります。

2 【役員の状況】

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令 第64号)に基づいて作成しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、ひびき監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位:百万円) 前連結会計年度 当第1四半期連結会計期間 (平成27年3月31日) (平成27年6月30日) 資産の部 流動資産 現金及び預金 18,776 17,105 受取手形及び売掛金 38,511 30,127 商品及び製品 10,525 12,905 仕掛品 4,933 6,288 原材料及び貯蔵品 2,480 2,453 その他 2,141 2,761 貸倒引当金 47 40 流動資産合計 77,320 71,601 固定資産 有形固定資産 土地 15,230 15,230 その他(純額) 17,770 17,831 有形固定資産合計 33,061 33,001 無形固定資産 その他 607 613 607 613 無形固定資産合計 投資その他の資産 投資有価証券 14,907 16,085 その他 2,305 2,258 貸倒引当金 318 375 投資その他の資産合計 16,894 17,968 51,583 固定資産合計 50,564 資産合計 127,884 123,185

		(単位:百万円)
	前連結会計年度 (平成27年 3 月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	26,535	24,322
短期借入金	4 23,448	4 20,389
1年内返済予定の長期借入金	4 2,336	4 2,312
未払法人税等	218	88
引当金	1,579	851
その他	5,749	7,352
流動負債合計	59,867	55,317
固定負債		
長期借入金	4 9,443	4 8,361
引当金	6	7
退職給付に係る負債	6,819	6,812
その他	2,163	2,579
固定負債合計	18,433	17,760
負債合計	78,300	73,078
純資産の部		
株主資本		
資本金	31,186	31,186
資本剰余金	6,959	6,959
利益剰余金	12,563	12,035
自己株式	1,092	1,093
株主資本合計	49,616	49,088
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3,949	4,840
繰延ヘッジ損益	5	12
退職給付に係る調整累計額	4,416	4,239
その他の包括利益累計額合計	472	588
非支配株主持分	439	430
純資産合計	49,584	50,107
負債純資産合計	127,884	123,185

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

		(単位:百万円)
	前第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)
売上高	17,642	17,926
売上原価	13,649	13,929
売上総利益	3,992	3,997
販売費及び一般管理費	4,665	4,641
営業損失()	673	643
営業外収益		
受取配当金	63	19
その他	56	56
営業外収益合計	119	76
営業外費用		
支払利息	100	95
その他	148	110
営業外費用合計	249	205
経常損失()	803	772
特別利益		
固定資産売却益	26	-
投資有価証券売却益	-	161
特別利益合計	26	161
特別損失		
ゴルフ会員権評価損	0	-
減損損失	0	0
その他	0	-
特別損失合計	0	0
税金等調整前四半期純損失()	777	611
法人税、住民税及び事業税	27	46
法人税等調整額	469	384
法人税等合計	442	337
四半期純損失 ()	334	273
非支配株主に帰属する四半期純利益又は非支配株主 に帰属する四半期純損失()	6	4
親会社株主に帰属する四半期純損失()	341	269

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

		(単位:百万円)_
	前第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)
四半期純損失 ()	334	273
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	339	890
繰延ヘッジ損益	-	7
退職給付に係る調整額	162	176
その他の包括利益合計	501	1,060
四半期包括利益	166	786
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	159	791
非支配株主に係る四半期包括利益	7	4

【注記事項】

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)および「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、当第1四半期連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当第1四半期連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に反映させる方法に変更いたします。加えて、四半期純利益等の表示の変更および少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第1四半期連結累計期間および前連結会計年度については、四半期連結財務諸表および連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項(4)、連結会計基準第44 - 5項(4)および事業分離等会計基準第57 - 4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当第1四半期連結累計期間において、四半期連結財務諸表に与える影響額はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務

Number 1970		
	前連結会計年度 (平成27年 3 月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
従業員の金融機関借入金に対する 保証債務	166百万円	160百万円

2 受取手形割引高及び裏書譲渡高

	前連結会計年度 (平成27年 3 月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
受取手形割引高	2,474 百万円	2,458百万円
裏書譲渡高	1	1

3 コミットメント等について

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行13行と当座貸越契約及びシンジケーション方式によるコミットメントライン並びにタームローン契約を締結しております。

借入未実行残高等は次の通りであります。

	前連結会計年度 (平成27年 3 月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
当座貸越極度額	1,900百万円	1,900百万円
コミットメントラインの総額	30,000	30,000
タームローンの総額	11,000	10,000
借入実行残高	33,237	29,225
差引額	9,662	12,675

4 財務制限条項等の付保

前連結会計年度 (平成27年3月31日) 当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)

短期借入金のうち21,000百万円、長期借入金(1年以内返済分を含む)のうち11,000百万円については、財務制限条項等が付されている。

- (1) 各決算期末及び第 2 四半期連結会計期間末に 関し、連結及び単体での純資産残高は300億円 以上を維持すること。
- (2) 平成27年3月期以降の決算期に関し、連結及 び単体での営業損益は2期連続で損失となら ないこと。
- (3) 平成27年3月期以降の決算期に関し、連結及 び単体での有利子負債より現預金を差し引い た額を純資産額により除して算出した数値 が、1.0を超過しないこと。

短期借入金のうち18,000百万円、長期借入金(1年以内返済分を含む)のうち10,000百万円については、財務制限条項等が付されている。

- (1) 各決算期末及び第2四半期連結会計期間末に 関し、連結及び単体での純資産残高は300億円 以上を維持すること。
- (2) 平成27年3月期以降の決算期に関し、連結及 び単体での営業損益は2期連続で損失となら ないこと。
- (3) 平成27年3月期以降の決算期に関し、連結及 び単体での有利子負債より現預金を差し引い た額を純資産額により除して算出した数値 が、1.0を超過しないこと。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成26年 6 月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)
· 減価償却費	570百万円	604百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	264	2.00	平成26年 3 月31日	平成26年 6 月30日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	258	2.00	平成27年 3 月31日	平成27年 6 月29日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

1.報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

		<u> </u>	4 · H///////			
	報告セグメント			合計	調整額	四半期連結 損益計算書
	パイプシス テム事業	機械シス テム事業	産業建設 資材事業	口前	(注)1	計上額 (注) 2
売上高						
外部顧客への売上高	9,566	3,465	4,610	17,642		17,642
セグメント間の内部売上高 又は振替高	35		91	127	127	
計	9,602	3,465	4,701	17,769	127	17,642
セグメント損失()	408	151	82	642	30	673

- (注) 1 セグメント損失の調整額 30百万円には、セグメント間取引消去9百万円、各報告セグメントが負担する販売管理費、一般管理費、試験研究費の配分差額 1百万円及びたな卸資産の調整額 38百万円が含まれておいます
 - 2 セグメント損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。
- 2.報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

1.報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	‡	 報告セグメント	•	△ ±1	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	パイプシス テム事業	機械シス テム事業	産業建設 資材事業	合計		
売上高						
外部顧客への売上高	9,899	3,658	4,369	17,926		17,926
セグメント間の内部売上高 又は振替高	32		80	112	112	
計	9,931	3,658	4,449	18,039	112	17,926
セグメント損失()	420	124	204	748	104	643

- (注) 1 セグメント損失の調整額104百万円には、セグメント間取引消去8百万円、各報告セグメントが負担する販売 管理費、一般管理費、試験研究費の配分差額 0百万円及びたな卸資産の調整額96百万円が含まれておりま す。
 - 2 セグメント損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。
- 2.報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額()	2 円62銭	2円08銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純損失金額()(百万円)	341	269
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純損失金額()(百万円)	341	269
普通株式の期中平均株式数(千株)	130,570	129,224

⁽注) 第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年8月7日

株式会社栗本鐵工所 取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員 業務執行社員 公認会計士 道 幸 靜 児 印

代表社員 公認会計士 加藤功士 印 業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 武 藤 元 洋 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社栗本鐵工所の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社栗本鐵工所及び連結子会社の平成27年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 . XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。